

### 第3編 組織・処務(大月都留広域事務組合公印規則)

#### ○大月都留広域事務組合公印規則

(昭和58年4月20日規則第1号)

改正 昭和63年7月12日規則第4号 平成14年12月1日規則第2号  
平成19年3月30日規則第1号

(目的)

**第1条** この規則は、公印の規格及び制定並びに改廃について別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(公印の範囲)

**第2条** この規則で公印とは、公文書に使用する組合印及び職印をいう。

(公印の規格及び保管者等)

**第3条** 公印の名称、書体、形状、使用区分、保管者及び個数は、別表のとおりとする。

(公印台帳)

**第4条** 公印を登録し、制定、改刻、廃棄の経過その他必要な事項を明らかにするため、公印台帳(別記様式)を備え付けるものとする。

(印影の印刷)

**第5条** 対外的に発する文書で定例的又は定型的内容のものを多数印刷する場合において、所長の承認を得たものについては、公印の印影を当該文書と同時に印刷して公印の押印に代えることができるものとする。

2 公印の印影を印刷する場合、印刷物の都合により別表に定めた寸法によりがたいときは、これを縮小又は拡大して印刷することができる。

(公印の改廃)

**第6条** 公印保管者が公印の改廃を必要があると認めたときは、理由を付して組合長の決裁を受けなければならない。

**附 則**

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則公布の際、現に使用している公印については、第3条の規定にかかわらず、別に改廃がなされるまで、なお効力を有するものとする。

**附 則(昭和63年7月12日規則第4号)**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則(平成14年12月1日規則第2号)**

この規則は、平成14年12月1日から施行する。

**附 則(平成19年3月30日規則第1号)**

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

公印の名称	書体	寸法	使用区分	形質	保管者	個数
組合印	てん書	方22 ミリ	組合名をもってする 文書	木印	所長	1
組合長印	〃	方22 ミリ	組合長名をもってす る文書	〃	〃	1
組合長職務 代理者印	〃	方22 ミリ	組合長職務代理者名 をもってする文書	〃	〃	1
会計 管理者印	〃	方22 ミリ	会計管理者名をもつ てする文書	〃	会計 管理者	1
所長印	〃	方18 ミリ	所長名をもってする 文書	〃	所長	1

別記様式（第4条関係）

公 印 台 帳

公印の名称	
-------	--

1 制定に関する事項

印材		印  影	
寸法及び 形状			
登録 年月日			
用途			

2 保管に関する事項

保管期間	保管機関名	使用開始月日	摘要	登録者印

3 改刻廃棄に関する事項

改廃年月日	改廃理由	摘要	登録者印